

平成 27 年度決算における健全化判断比率等の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)」が平成 21 年 4 月から全部施行され、地方公共団体は、毎年度、^{*1}健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表することとなりました。

また、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画(財政再生基準以上の場合は財政再生計画)を、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画をそれぞれ定める必要があります。

※1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称。

1 健全化判断比率

(単位 : %)

| 区分 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|-------------|--------|----------|---------|--------|
| 千葉市の比率(H27) | — | — | 18.0 | 208.7 |
| 千葉市の比率(H26) | — | — | 18.4 | 231.8 |
| 増減(H27-H26) | — | — | △ 0.4 | △ 23.1 |
| 早期健全化基準 | 11.25 | 16.25 | 25.0 | 400.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 | |

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されない(黒字である)場合、「—」を記載。

実質赤字比率…^{*2}一般会計等を対象とした実質赤字額の^{*3}標準財政規模に対する比率

※2 千葉市の場合、一般会計のほか、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、園芸事業、都市計画土地区画整理事業、市街地再開発事業、公共用地取得事業、学校給食センター事業、公債管理の各特別会計を指します。

※3 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示し、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいいます。

連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率…一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び^{*4}準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年平均)

※4 満期一括償還地方債の償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還をした場合における 1 年あたりの元金償還金相当額、一般会計等からの繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの合計をいいます。

将来負担比率…一般会計等が負担すべき実質的な負債(^{*5}将来負担額)の標準財政規模に対する比率

※5 一般会計等に係る地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額などの合計をいいます。

2 資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計の名称 | 千葉市の比率 | | 経営健全化基準 |
|--------------------|--------|-----|---------|
| | H27 | H26 | |
| 農業集落排水事業特別会計（法非適用） | — | — | |
| 地方卸売市場事業特別会計（法非適用） | — | — | |
| 動物公園事業特別会計（法非適用） | — | — | |
| 病院事業会計（法適用） | — | — | |
| 下水道事業会計（法適用） | — | — | |
| 水道事業会計（法適用） | — | — | |

(注) 資金不足比率が算定されない場合、「—」を記載。なお、「法適用」とは、地方公営企業法の全部または一部を適用している事業をいい、「法非適用」とは、それ以外の事業をいいます。

資金不足比率…公営企業ごとの^{※6}資金不足額の^{※7}事業の規模に対する比率

※6 それぞれの企業会計において不足している（または剰余している）資金の額を示し、具体的には貸借対照表における流動負債（未払金などの短期的な負債）の額から流動資産（現金預金や未収金などの短期的な債権）の額を差し引いて求めます。

なお、法非適用の場合、貸借対照表がないため、歳出総額から歳入総額を差し引いて求めます。

※7 それぞれの企業会計において、通常の企業活動によって得られる収入の規模を示し、上下水道の使用料や診療報酬、動物公園入場料などの収入が該当します。

千葉市の平成27年度決算における健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っています。

実質公債費比率については、標準財政規模が増加したことにより、昨年度に比べ改善しているものの、依然として、過去に発行した市債の償還が大きくなっており、他の政令市と比較して高い水準にあります。

また、将来負担比率についても、債務負担行為の新規設定の抑制や活用事業の厳選、建設事業債の新規発行を抑制したことなどにより、昨年度に比べ改善しているものの、依然として、他の政令市と比較して高い水準にあります。

今後も、財政健全化プランに掲げた自主財源の確保や事務事業の見直し等に的確に取り組み、財政の健全化に努めるとともに、市債については、公債費負担適正化計画に基づき、抑制を基調に計画的に発行し、将来負担の抑制に努めてまいります。